

医倫-2

医療法人社団創進会 みつわ台総合病院
宗教的輸血拒否者の診療に関する規程（指針）

医療法人社団創進会みつわ台総合病院 倫理委員会
2024年10月1日 作成

1 目的

信仰上の理由により輸血を拒否する患者及び、家族並び成年後見人等の法定代理人（以下「輸血拒否患者等」という）に対して、診療指針をあらかじめ示すことにより、当院における輸血拒否患者等に対する適切な医療の提供と、不要なトラブルを避けることを目的とし、本方針を定める。

2 指針

当院は、以下の 1 から 6 に定める規定に沿って治療を行う事を決定する。

- 1) 患者の自己決定権を尊重する。
- 2) 輸血を希望しない患者に対しては、可能な限り輸血を回避するための努力を行うが、生命の危険を避ける場合は輸血を行う「相対性無輸血」の方針とする。
- 3) 具体的には、患者の治療上、輸血が必要不可欠と判断した場合は、患者に対して輸血の必要性を説明し、輸血の承諾を得るための努力を行う。尚、自己の判断を表示できない患者又は、判断能力が欠ける患者や判断能力が不十分な患者に対して説明と理解を得るための努力を行う。また、親権者、未成年後見人に対して説明し承諾を求めるほか、成年後見人、保佐人、補助人、家族に対しても説明し理解を求める。
- 4) 上記 3) の輸血の承諾書が患者又は、親権者又は、未成年後見人（以下「患者等」という。）から得られない場合は、患者に対して転院を勧告する。
- 5) 緊急事態における生命尊重原則を優先した医学的対応を行う。
- 6) 上記の記載のほか、当院では「宗教的輸血拒否に関するガイドライン」（宗教的輸血拒否に関する合同委員会：2008 年 2 月）に準じて取り扱いを行う。

3 具体的な対応 1（18 歳以上の成人で判断能力のある場合）

（1）手術等までに待機的な時間がある場合

- ・観血的な検査や手術となることが予見され、輸血療法の可能性が見込まれる場合、主治医は患者等に対して当院の方針を十分に説明し、輸血の同意を得られるよう努める。輸血を避けるために当院で行える治療、行えない治療についても説明する。しかし、どうしても同意が得られず、当院の相対的無輸血の方針に従っていただけない場合は、他の医療機関での治療を勧める。
- ・患者等が、当院の方針である相対的輸血の方針を理解して手術等を望む場合は、輸血同意書の提出が必須である。
- ・病状の進行などにより、手術等までに待機的な時間の余裕がなくなったときは、下記（2）「緊急時の場合」により対応する。

（2）緊急時の場合

この方針において「緊急時」とは、以下の場合である。

- 1) 緊急搬送された患者であって、輸血療法のみが救命のための治療法であると判断される場合。
- 2) 患者の急変や、予定手術や検査において当初の想定と異なる予想外の事態が発生し、時間的余裕がなく、輸血療法のみが救命のための治療法であると判断される場合。
- 3) 加害者の存在する事故であり、輸血療法のみが救命のための治療法であると判断される場合。

・主治医は、緊急時であって輸血療法以外に救命や重篤な後遺症の残存を避ける治療が無いと判断した場合は、時間の許す限り輸血同意書をとる努力を行う。しかし最終的には輸血同意書が無くても複数の医師と輸血の必要性について協議同意した上で、輸血治療を実施する。この場合主治医は患者等に経過を十分に説明するとともに、カルテにも詳細に経過を記載し、後日速やかに倫理委員会へ報告する。全ての手術や検査・処置等の医療行為においては輸血の可能性があることを前提に、輸血拒否により手術・治療の同意書が得られない場合であっても、救命のために緊急手術・検査・処置が必要と判断された場合は、手術・検査・処置等を行う。

- (3) 輸血拒否をする患者等が持参する、免責証明書・絶対的無輸血治療に関する同意書等は、一切受理も署名も行わない。
- (4) 本方針を一般に周知するため、院内への掲示、入院案内やホームページに掲載する。
- (5) 上記手続きをふみ医学的に正当な理由によって行った輸血に対し、医療従事者が訴えられた場合は、病院として保護する。

4 具体的な対応 2（18歳以上の成人で判断能力がない場合）

- (1) 患者本人の明確な輸血拒否の意思が確認できない場合は、代諾者（家族）や教団関係者が絶対的無輸血治療を強硬に主張する状況であっても、相対的輸血治療を行う。
- (2) 本人が携帯していた或いは代諾者より提出された本人署名の輸血拒否に関する免責証明書によって、患者本人の明確な輸血拒否の意思が確認できる場合は、代諾者を対象として前述3「具体的な対応 1」に従って対応する。

5 具体的な対応 3（患者が 15 歳以上 18 歳未満で判断能力がある場合）

- (1) 患者ならびに親権者の両者が輸血拒否の意思を占めした場合は、「具体的な対応 1」に従って対応を行う。
- (2) 患者が相対的無輸血治療に同意した場合は、患者より輸血同意書を提出してもらい、親権者の意思に関係なく相対的無輸血治療を行う。
- (3) 患者が同意せず、親権者が相対的無輸血治療に同意する場合は、親権者より輸血同意書を提出してもらい相対的無輸血治療を行う。
- (4) 出血性ショック状態で緊急搬送された場合や、入院中の病状急変により輸血が必須と判断され、かつ時間的余裕がない場合には、相対的無輸血治療の方針のもと輸血治療を行う。この際、患者本人の明確な輸血拒否の意思の確認は必要としない。

6 具体的な対応 4（患者が 15 歳未満、あるいは 15 歳以上 18 歳未満で判断能力がない場合）

- (1) 親権者の双方が輸血拒否の意思表示をした場合、「具体的な対応 1」の手順に則り相対的無輸血治療の同意を得るよう努力する。同意を得られずとも、緊急時を含め最終的に輸血が必要となれば、相対的無輸血治療を行う。その際、親権者より物理的抵抗など治療行為が阻害される事態が生じた場合は、児童相談所に虐待通告し、児童相談所で一時保護の上、児童相談所から親権喪失を申し立て、あわせて親権者の職務停止の処分を受け、親権代行者の同意により輸血を行う。
- (2) 親権者的一方が相対的無輸血治療に同意し、他方が拒否する場合は、双方の同意を得れるよう努力するが、緊急を要する場合などには、輸血を希望する親権者から同意書を提出してもらい、相対的無輸血治療を行う。

8.用語の定義

- ・「絶対的無輸血」：いかなる事由が生じても（生命の危機に陥る等）輸血を行わない。
- ・「相対的無輸血」：生命に危機が及び、輸血を行うことによって死亡の危険が回避できる可能性があると判断した場合には、生命の尊重を第一義として輸血を行う。
- ・「自己決定権」：他人を害さない限り、自己の私的な事柄について自由に決定する権利、自己の判断に基づき好きなことをなしうる権利、個人個人が自ら「善い」と信じる生き方を追求する自由である。即ち、「医療上の決定にあたり、意思能力を有する本人がその旨の意思表示をすること。」

- ・「包括的同意（医療契約の締結に対する同意）」：
病的症状の医学的解明に必要な最小限の医的侵襲行為及び、医療契約が当然予測される危険性の少ない、軽微な身体的侵襲を伴う治療行為の同意。
- ・「個別的同意」：投薬、注射、麻酔、輸血、手術等の治療行為を行うための同意。
- ・「緊急事態における生命尊重原則」：
全ての緊急事態を回避するための救命を優先する原則。（必要とされる全ての医的侵襲行為を行うことを想定する。）
- ・「法定代理人」：本人の意思によるものではなく、法律の規定に基づいて任命された者。
- ・「成年後見人」：判断能力が欠けている状態の者に対して、家庭裁判所により選任され、本人の利益を考えながら本人に代わり財産に関するすべての法律行為（同意、取消しを含む）を行う者。
- ・「親権者」：未成年者の子供を監護・養育し、その財産を管理し、その子供のために代理として法律行為をする父母等。
- ・「未成年後見人」：未成年に対して親権を行う者がないとき、または親権を行う者が管理権（財産に関する権限）を有しないときに、法定代理人となる者。
- ・「保佐人」：判断能力が著しく不十分な者に対して、家庭裁判所より選任され、本人の利益を考えながら、本人に代わり民法第13条第1項所定の行為のうち家庭裁判所が審判で定める特定法律行為を行う者。
- ・「補助人」：判断能力が不十分な者に対して、家庭裁判所より選任され、本人の利益を考えながら、本人に代わり民法第13条第1項所定の行為のうち申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める特定法律行為を行う者。

宗教上の理由による輸血拒否に対する当院の対応について

当院では、「みつわ台総合病院 宗教的輸血拒否者の診療に関する指針」に基づき下記のとおり「相対的無輸血」の方針となりますのでご了解願います。

輸血に関する当院の方針

1. 宗教上の理由により輸血を拒否する信念は、人格権を構成する信教の自由に基づく権利であることを理解し尊重します。
2. もとより不必要的輸血はいたしません、しかしながら生命を救うため輸血が必要な場合、その必要性と輸血を行なわない場合の危険性等を十分にご説明いたします。
3. あらかじめ輸血が避けられないと判断されるにもかかわらず、輸血の同意を頂けない場合、当院での治療は困難となり転院勧告をさせていただきます。
4. 緊急時において、たとえば大量出血による救急搬入時、加害者の存在する事故等による出血、入院中の急変時、または未成年者、意識のない場合などで救命のため医学的に輸血が必要であると複数の医師により判断された場合は、医師の良心に基づき、患者・家族等の同意が得られずとも輸血を行います。
5. 当院は、「いかなる場合でも輸血をしない」という「絶対的無輸血」には同意いたしません。

医療法人社団創進会
みつわ台総合病院
病院長